

橿原市社会福祉協議会後援名義の使用承認に関する取扱要綱

制定 令和4年9月20日告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、団体等が行う行事その他の事業（以下「行事等」という。）に対し、地域福祉の推進を図る観点から橿原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が後援する場合における基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「後援」とは、行事等に対して、本会の支出及び負担を伴わず、本会がその趣旨に賛同し、応援の意を表して「社会福祉法人橿原市社会福祉協議会」の名義の使用を承認することにより支援することをいう。

(後援の基準)

第3条 本会が後援を行う行事等は、広く市民の福祉の増進又は教育、地域活動等の振興に寄与すると認められるものでなければならない。

2 本会が後援を行う行事等の主催者は、次の各号のいずれかに該当する団体等でその存在及び基盤が明らかなものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 独立行政法人
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は学校の連合体
- (4) 公益法人又は公共的団体
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 福祉、教育等の振興事業を行う団体等
- (7) 自治会その他の地域活動を行う団体等
- (8) 新聞、通信、放送、映画等の事業を行う団体等
- (9) 前各号に掲げるもののほか、前項に定める基準を満たす行事等の主催者として会長が適当と認める団体等

3 会長は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる行事等に対しては、後援を行わないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 政治的中立性、宗教的中立性その他本会の中立性を侵すもの
- (3) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とするもの

- (4) 営利目的のもの又は会員等の勧誘その他の営利的意図をもって企画されたもの
 - (5) 私的な発表会その他の公益性を有しないと認められるもの
 - (6) 本会の名誉をき損し、又は信用を失墜するもの
 - (7) 青少年の健全育成を阻害するもの
 - (8) 暴力団その他の反社会的勢力又はこれらに関係する団体と関係があると認められるもの
 - (9) 開催場所が不適當なもの又は騒音、公衆衛生、災害防止等の対策が不適當なもの
 - (10) 行事等の計画内容又はその遂行能力が十分でないもの
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が後援することを不適當と認めるもの
- (申請及び承認)

第4条 本会の後援を受けようとする団体等の代表者は、原則として、行事等が開催される日の1か月前までに、書面により、会長に申請しなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 団体等の名称及び代表者並びにその所在地
- (2) 行事等の名称及び概要並びに入場料、参加費その他の費用徴収の有無
- (3) 行事等の開催期間及び開催場所
- (4) 行事等の責任者の氏名及び連絡先
- (5) 他の共催者及び後援予定者

3 第1項の書面には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、会長がその必要がないと認める場合は、その全部又は一部の添付を省略することができる。

- (1) 行事等の企画書又は開催要領(行事等の目的、内容等が詳しく記載されたものに限る。)
- (2) 行事等の収支を明らかにした収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団体等の組織及び沿革並びに行事等の開催に関し参考となる資料

4 会長は、第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、本会の後援を適當と認めたときは、後援名義使用承認通知書(様式第1号)により、当該申請を行った団体等に対して通知するものとする。この場合において、会長が必要と認めるときは、当該後援名義の使用に関し、条件を付することができる。

5 会長は、前項の規定による審査の結果、本会の後援を不適當と認めたときは、後援名義使用不承認通知書(様式第2号)により、当該申請を行った団体等に対して通知するもの

とする。

(行事等の変更又は中止の届出)

第5条 前条第4項の規定により後援名義の使用の承認（以下「後援名義の使用承認」という。）を受けた団体等の代表者は、当該後援に係る行事等に関し変更を生じたとき、又はこれを中止したときは、直ちに、その旨を書面により、会長に届け出なければならない。

(後援の取消し)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、後援名義の使用承認を取り消すものとする。

- (1) 当該行事等を中止したとき。
- (2) 第3条の規定に違反するに至ったとき。
- (3) 前条の規定により届け出られた変更内容を不相当と認めるとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により後援名義の使用承認を受けたとき。
- (5) 後援名義の使用承認に当たって付した条件に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により後援名義の使用承認を取り消したときは、速やかに、当該団体等に対し、後援名義使用承認取消通知書（様式第3号）により、通知するものとする。この場合において、当該通知を受けた団体等は、直ちに、第4条第4項の後援名義使用承認通知書を会長に返還しなければならない。

(報告)

第7条 会長は、後援名義の使用承認をした団体等に対し、当該後援に係る行事等の開催の状況及びその結果について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた団体等の代表者は、これに応じなければならない。

(賠償責任)

第8条 本会は、後援を行った行事等において生じた損害及び第6条第1項の規定による後援名義の使用承認の取消しにより生じた損害に関し、一切の責任を負わないものとする。

(事務処理)

第9条 後援名義の使用承認に係る事務は、総務係において処理するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則（令和4年9月20日告示第7号）

1 この要綱は、令和4年10月1日から実施する。

- 2 檀原市社会福祉協議会後援等の名義使用承認に関する基準は、廃止する。
- 3 この要綱の実施の際、現に申請が行われている行事等に係る後援については、なお従前の例による。

（申請者）

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会
会 長

後援名義使用承認通知書

年 月 日付けで申請がありました「社会福祉法人檀原市社会福祉協議会」
の後援名義の使用について、次のとおり承認します。

行 事 等 の 名 称	
行事等の開催期間 及び開催場所	
備 考	

承認の条件

- 1 本会は、上記の行事等に関する一切の支出及び負担を負いません。
- 2 上記の行事等の開催に当たっては、その全ての内容において公平性及び中立性を堅持してください。
- 3 上記の行事等について、その内容に変更が生じたとき、又は中止としたときは、直ちに、その旨を届け出てください。
- 4 檀原市社会福祉協議会后援名義の使用承認に関する取扱要綱第6条第1項各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、この後援名義の使用承認を取り消します。この場合において、この後援名義使用承認通知書は、直ちに、返還してください。なお、その取消しにより主催者及び関係者に損害が生じたとしても本会は一切の責任を負いません。
- 5 上記の行事等の開催の状況及び結果について報告を求めた場合は、これに応じなければなりません。
- 6 上記の行事等において生じた損害は、その対応を含め、主催者がその責を負わなければなりません。

様式第2号（第4条関係）

檀社協第 号
年 月 日

（申請者）

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会
会 長

後援名義使用不承認通知書

年 月 日付けで申請がありました「社会福祉法人檀原市社会福祉協議会」
の後援名義の使用について、不承認とします。

1 行事等の名称

2 不承認とした理由

--

様式第3号（第6条関係）

檀社協第 号
年 月 日

（主催者）

社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会
会 長

後援名義使用承認取消通知書

年 月 日付けで承認しました下記の行事等に係る「社会福祉法人檀原市社会福祉協議会」の後援名義の使用について、下記の理由により、その承認を取り消します。

記

1 行事等の名称

2 取消しの理由

--

（檀原市社会福祉協議会後援名義の使用承認に関する取扱要綱第6条第1項第 号該当）